

# 「かいのり」会員規約 ※必ずお読み下さい

## 1. サービス内容およびご利用条件

「かいのり」（以下「本サービス」）は、「かいのり」会員規約（以下「本規約」）に基づき、会員となった方（以下「会員」）を対象とし、限定された地域内において限定された目的地まで、複数の方で乗り合い、目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用条件は、本規約によります。

## 2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、本規約に同意し、会員登録申込書に必要事項を記入し、甲斐市地域公共交通会議（以下「当会議」）が会員と認めた方と、当会議との間で適用されます。

## 3. 会員条件

年齢、居住地にかかわらず、どなたでも会員登録できます。ただし(1)(2)の条件の全てを満たす必要があります。

(1) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡かインターネットでの登録ができる方

(2) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

## 4. 利用開始

本サービスは、会員が郵送又は持参により会員登録の申込を行った場合は、郵送・持参頂いた時点より概ね 10 日後から、または、インターネットで会員登録を行った場合は、会員番号発行のメールが届いてから、ご利用頂けます。

## 5. 運賃

運賃は、次の表のとおりとし、乗車時に当該運賃を支払うものとします。

区分	19歳以上	6歳以上18歳以下	6歳未満
運賃（片道）			
1回乗車※1	400円	300円	無料
エリア間移動※1,2	600円	400円	無料

※1：障がいのある人、運転免許証自主返納者は障がい者手帳又は運転経歴証明書の提示で半額とします。なお、介助者 1 名も半額としますが、介助者についても乗車するには会員登録が必要となります。

※2：他のエリアのモビリティハブへの移動もエリア間移動に含まれます。

## 6. 停留所・運行ルート等

停留所は、かいのり停留所マップのとおりとします。また、運行ルートは基本的にシステム上で決定しますが、会員の予約状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜変更できるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

## 7. 運行・予約受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、コールセンターより該当する会員に連絡するか、ホームページ等で周知致します。

(1) 運行期間 令和7年10月1日(水)から令和8年1月10日(土)まで(日曜・祝日および令和7年12月29日(月)～令和8年1月3日(土)の年末年始は運休)

(2) 運行時間 7時から19時まで

(3) 乗車希望受付日時

①電話の場合 平日9時から17時まで

9月24日(水)より、利用希望日の7日前から利用希望日時の30分前まで受付けます。

②インターネットの場合 24時間受付

9月24日(水)より、利用希望日の7日前から利用希望日時の30分前まで受付けます。

## 8. 乗車予約方法

ご利用を希望される場合は、コールセンターへお電話もしくは、インターネットに会員番号、利用希望日時、乗降希望場所をご入力下さい。運転係員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。限られた車両で申込の早い会員を優先するため、空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望日時を決めて下さい。(車椅子、手押し車等については、会員ないし同乗者にて折り畳んで運搬できるものは、車内への持込が可能です。)

## 9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、コールセンターへ電話またはインターネットでご利用時間の30分前までにご連絡ください。

なお、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

## 10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前に停留所にお越し下さい。(到着時間に停留所にご利用者本人が到着されていない場合、予約をされていても利用できない可能性があります。)

出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、9～17時の時間帯はコールセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

## 11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

## 12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

## 13. 運送契約の成立および適用

会員の乗降および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命又は身体を害した場合の責任）等）、本サービスにかかる車両の管理については、当会議ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によ

ります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとします。

#### 14. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると当会議が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがございます。

- (ア) 本人確認ができないとき
- (イ) 旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき
- (ウ) 本規約第3条（会員条件）を満たさないとき
- (エ) 本規約第18条（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
- (オ) 本規約を遵守しないとき
- (カ) コールセンターへの連絡やインターネットからの手続きによらず、無断でのキャンセルを繰り返したとき

#### 15. 同乗者

非会員の同乗はできません。

ただし、6歳未満の方に限り、成人会員との同乗であれば会員登録なしで最大2名まで乗車可能です。

#### 16. 当会議の免責

次の場合、当会議は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当会議に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- (ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (ウ) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
- (エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- (オ) 本規約第7条（運行・乗車希望受付日時および運休）、第10条（到着時間）、第11条（会員の遅延）、第12条（乗車のお断り）、第13条（会員資格の取消し）、第14条（同乗者）、第22条（コールセンターの稼働中断・停止）、第23条（本サービスの中止・終了）に定める事由が生じた場合
- (カ) 会員の故意または過失による場合
- (キ) 当会議の責に帰すことができない事由による場合

#### 17. 会員の責任

当会議は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、当会議が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

#### 18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

#### 19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。

- (ア) 本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査
- (イ) 本サービスの運営及び改善
- (ウ) その他の当会議のサービスの品質向上や企画・開発

#### 20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、コールセンターへ電話または書面でご連絡頂くか、インターネットよりお手続きをお願い致します。

#### 21. コールセンターの稼働中断・停止

当会議は、システムのメンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

#### 22. 本サービスの中止・終了

当会議は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

#### 23. 規約の変更

当会議は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

#### 24. その他の同意事項

その他の同意事項はありません。

#### 25. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約制定：2025年8月20日

甲斐市地域公共交通会議（事務局：甲斐市役所 都市計画課）

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

電話：055-278-1669